

● 持続可能なしごとの創出 ～定住・定着するためのしごとのあり方～

(1) しごとを創出するための新しい視点 ～生業としての農林水産業～

- ・ 漁業経験があっても支援を受けながら独立漁師になれるという、熊野市の入り口の広さが魅力的だったから、熊野市を選んだ。(県内調査 地域おこし協力隊員)
- ・ 企業・職場ありきではなく生業ありき、短期間の繋ぎではなく、持続性ありきの新しい視点でしごとの創出に取り組む必要がある。(知事への提言)
- ・ 農林水産業は現金収入が足りない部分が出てきやすいので、そこを補う仕事を生み出せると定着・定住しやすくなるのではないか。(委員発言)
- ・ 地域課題を解決するソーシャルビジネス的なものと農林水産業を組み合わせるような視点が必要ではないか。(委員発言)
- ・ 農林水産業と地域課題の解決や自己実現とを組み合わせる「半農半X」や「半漁半X」といった従来の価値観とは異なった生き方モデルの設定も必要になる。(委員発言)
- ・ 農林水産業に新しい人が就業する時にいろいろ補助が出るが、3年とか年限を切って、いきなりぷつぷつ切れてしまう。(委員発言)
- ・ 就業してもらって終わりではなく、地域でしっかりと根を張って生活してもらうことが大切。農業就いた、林業就いた、漁業就いた、でもそこからが大変で、就業するまでサポートしたからあとはやってね、では帰られてしまう可能性もある。(委員発言)
- ・ 県には、農林水産業への新規就業から定着、充実した生活までの一連のモデルを構築し、市町に提示し、県としての役割を果たすことが求められる。就業が軌道に乗るまでの継続的なサポート、既存の補助制度等を組み合わせることによる収入確保など、具体的な施策を示し、実施することが望まれる。(知事への提言)
- ・ 一連のモデルを構築するにあたっては、1つの部局だけでは済まないのではないか。部局横断的に音頭を取る必要が出てくる。(委員発言)
- ・ 他県での成功事例を導入する際には、抽出化や概念化が必要になる。(委員発言)

【新規農業就業者に必要な費用等…新規就農ガイド（三重県等作成）を参照】

- ・ 就農にあたり必要な資金（1年分の生活資金を含む）は、平均1,200万円
- ・ 最低でも1年程度は生活できるだけの蓄えが必要
- ・ 十分な生産量収入を得られるようになるには、何年もかかる

【新規農業就業者支援制度…種々の要件あり】

- ・ **青年就農給付金制度（農林水産省）**
就農前の研修期間（最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（最長5年間）の所得を確保するための給付金制度。給付額は最大で年額150万円。
- ・ **新しい農業者育成研修支援事業（多気町）**
研修終了後に町内において就農が確実に見込まれる者に対し、原則2年以内、年間収入240万円を保証額とし、保証額から研修先の給与等を減じた額で一人当たり年150万円以内を給付（前述の青年就農給付金制度で150万円を給付されている場合は、240万円－150万円の90万円が支援される）
- ・ **農業所得増大・地域活性化応援プログラム（農林中央金庫）**
独立新規就農者に対して、最大3年間で60万円、農業経営にかかる費用を助成する制度。
- ・ **青年等就農資金（日本政策金融公庫）**
新規就農者自らが作成した青年等就農計画の達成に必要な農業生産用の施設・機械、借地料等の貸付資金。貸付限度額3,700万円。無利子で償還期間は12年以内。実質的に無担保、無保証人。

【新規漁業就業者に必要な費用等

…新規漁業就業者受入マニュアル（三重外湾漁協）を参照】

- ・ 船体、漁具等の独立準備に必要な経費は270万円程度。
- ・ 新規就業者の年間水揚明細は220万円程度。

【新規漁業就業者支援制度…種々の要件あり】**・ 漁業の青年就業準備給付金（水産庁）**

漁業への就業に向け、道県等の漁業学校等で必要な知識の習得等を行う若者に対して、他産業に就職した場合と比較して最低限の資金を給する制度。最長2年間で、支給額は年150万円。

・ 沿岸漁業改善資金 漁業経営開始資金（水産経営課）

青年漁業者又は青年漁業者が組織する一団体に対し、漁船、種苗、餌料等に係る資金を融資する制度。限度額は2,000万円、償還期間は10年以内。

・ 第一次産業新規就労者住宅手当（熊野市）

新たに熊野市に転入して第一次産業に従事する人を対象に、最長2年間、上限2万円の家賃援助を行う制度。

【新規林業就業者支援制度…種々の要件あり】**・ 就業研修資金（三重県農林水産支援センター）**

新たに林業に就業しようとする者が、就業に必要な林業の技術や経営方法を習得するための研修受講資金の融資制度。最大月額15万円。償還期限は20年以内。

・ 就業準備資金（三重県農林水産支援センター）

新たに林業に就業しようとする者が、就業に必要な移転その他の事前活動に要する資金の融資制度、貸付限度額は150万円で償還期間は20年以内。

(2) しごとを創出するための新しい視点 ～生業としての起業～

- ・ 儲からなくても住み続けられ、仕事が回り続けるといった新しい視点で仕事を創らないと定着できないのではないか。(委員発言)
- ・ 移住して来られる方は、地域内企業への就職をあまり好まれない。サラリーマンをするのなら、都市部です。(県内調査 熊野市担当課)
- ・ 大学を卒業して地域に帰ってきたいとは思いますが、自分がなりたいなど思っている就職が地域にはない。帰ってきたいが、帰れない。(県内調査 尾鷲高校生との意見交換)
- ・ 緊急雇用はありがたい事業だが、もっと定着できるような正規の確保であったり、何年間か継続して働けるような雇用の確保は考えられないのか。(委員発言)
- ・ 地域に住んでもらうという事を考えると、これまで県が取り組んできたことと異なる形の、新しいしごとへの取組が必要になると思う。(委員発言)
- ・ 地域で求められているのは、しごとがないことを地域や世の中のせいにして、自分のしごとを自分で創れる人です。半農半社会起業家というか、「半農半X」のコンセプトを活かし、すべての人が社会起業家になる時代になったのではないのでしょうか。(参考人招致：有識者発言)
- ・ 職人さんたちの思いをデザインの力で元気づけようと思ったんですね。伝えるだとか発信するという、職人さんがどちらかというと苦手な部分を補える人材になりたいと思ったんですね。ブランディングがきちんとできて、ちゃんと流通まで乗せられるデザイナーになりたいなど。(県外調査 T SUG I)
- ・ 企業に就職して場所を得るというのじゃないモデルを創っていかないことには、よそから人を呼び入れられないのではないか。(委員発言)
- ・ 社会的課題の問題点を洗い出し、整理をして、解決策をデザインする力は重要。デザインは非常に大事で、そこに真剣に取り組んでいくことが大事ではないか。(委員発言)
- ・ 地域が抱える複合的な課題を解決するソーシャルデザインに取り組む必要がある。地域課題を解決するためのしごとを起業に結び付ける等のサポート体制の充実も図っていく必要がある。(知事への提言)

【創業者支援制度…種々の要件あり】**・ 創業・第二創業促進補助金（経済産業省）**

新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成する事業。補助金額は 100 万円以上 200 万円以内。

・ みえ地域コミュニティ応援ファンド（三重県産業支援センター）

多様な主体が新しい時代の担い手として、地域の発想や工夫による特色あるビジネスを創出するための初期段階の必要経費の一部を支援する事業。地域資源を活用するビジネスの場合は助成限度額は 400 万円以内、地域課題を解決するビジネスの場合は助成限度額は 200 万円以内。

・ 創業・再挑戦アシスト資金（中小企業・サービス産業振興課）

個人創業なら 1 ヶ月以内、会社設立なら 2 ヶ月以内に創業する具体的な計画を有する者への設備資金・運転資金の融資制度。融資限度額は 1,000 万円、融資利率は 1.40% で償還期間は 10 年以内。

【他県参考事例】**長崎県対馬市：地域おこし協力隊**

島の美しい農山漁村景観の保全・形成・活用デザイン、特産品・商品開発を行う上でのデザイン・プロデュース支援等を担当する「島デザイナー」を地域おこし協力隊員として公募した。

任期終了後に、ものづくり・デザイン業務などの地域づくりを実践する一般社団法人を設立し、引き続き対馬市に居住している隊員もいる。

福井県：伝統工芸職人塾

伝統的工芸品製造に関する全般的な基礎知識や技能、また商品開発に必要なデザイン等の習得により、福井県の伝統的工芸品の後継者を養成する事業。研修手当や家賃補助の生活支援制度があり、研修期間は 5 年間まで延長可。

(3) 専門学校との連携強化 ～高等教育機関の活用～

- ・ 専門学校を巻き込んで、県内の就職に繋げるような工夫が非常に欠けている。(委員発言)
- ・ 県内の企業側のニーズに、大学・高等教育機関側が追いついていないのではないか。(委員発言)